

令和4年度 集団指導資料 介護報酬に関する取扱いについて

長寿社会課

日頃から、本市の保健福祉行政並びに介護保険事業にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしの件につきまして、次のとおりよろしくお願い致します。

記

- 1 介護職員等ベースアップ等支援加算計画書について  
令和4年10月1日から算定する場合「計画書」は前々月末(令和4年8月末)に提出をお願いします。  
また、加算の取得に関する「体制届・体制等状況一覧表」も同時に提出して下さい。  
(詳細は、別途お知らせします)
- 2 訪問介護等における駐車料金の取扱いについて  
通常の事業の実施地域で提供する「訪問介護(総合事業含む)」においては「駐車料金」は交通費に含まれ、  
介護報酬に包括されるため、別途利用者から支払いを受けることはできません。
- 3 質問票について  
質問前に (1) 厚生労働省ホームページ(介護保険最新情報など)  
(2) WAM NET ホームページ  
(3) 長崎県国民健康保険団体連合会ホームページ、その他関連する資料等をご確認下さい
- 4 居宅介護支援の内容及び手続きの説明及び同意について(居宅介護支援費 運営基準減算)  
従前の説明に加え、居宅サービス計画の訪問介護等の割合等について、適切に書類作成・説明同意を実施して下さい。
- 5 過誤調整について  
過誤調整(減額)の際、「高額介護サービス費の返金」が必要な場合があります。  
過誤調整(減額)が発生する場合は、事前にご相談下さい。

※その他の事項についても、原則として厚生労働省基準及び通知どおりの取扱いとさせていただきます。

※本資料については、分かりやすさを重視し平易な文書で作成しております。

内容については、各事業所で必ずご確認をお願いします。

以上  
(介護保険係)